○農林水産省告示第千九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市門前六〇八・六一二・六三二・六三四の子（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六一三、六一四の一、六一五から六三一まで、六三三、六三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字スダ坂五二二の一、字鼻突一三〇一の二、一三〇六、一三〇八、字ヘラノ本一八八九の一、一八八九の三、一八八九の五、一八八九の七、一八九一の一、字秋伐駒坪二〇一七、二〇一九、字尾羽根二四五九、二四六〇の一、二四六一の一、字黍ノ迫二四八八の一、二四八九の一、二四八九の二、二四八九の五、字森下二一八三、字土井間三六四三（次の図に示す部分に限る。）、字三角谷三六四四（次の図に示す部分に限る。）、三六六〇の一、字崩平三七二二の二（次の図に示す部分に限る。）、三七〇九の一、三七〇九の二、三七一二、三七二二の五、三七二二の六、三七三二の一、字妙事三七三七の一、三七三七の四、三七八〇、三七八一、三七八三、字惣立四〇四五、字上ノ尾六三七九の一、六三八〇、字イゴノクチ八六四四の一、八六四四の三、字田ノ本上九〇三九の一、九〇六七の九、字虎伏木上九一九五の一、九一九五の二、九二〇一の二、九二〇二の一、九二〇二の二、九二一九、字高巣九二五一の二（次の図に示す部分に限る。）、九二〇〇の四六、九二四八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字秋伐駒坪二〇一九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字南原一〇〇五の三、一〇〇八、一〇一二の一、一〇一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南原一〇〇五の三・一〇一二の一・一〇一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

三　㈠　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　干害の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十九号

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第五十二条第一号及び第二号の規定に基づき、使用済燃料再処理機構が保有することができる有価証券（以下「指定有価証券」という。）及び預金をすることができる金融機関（以下「指定金融機関」という。）を次のように指定したので、告示する。

平成二十八年十月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　指定有価証券

イ　地方債

ロ　政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

二　指定金融機関

イ　銀行

ロ　全国信用協同組合連合会

ハ　全国を地区とする信用金庫連合会

ニ　長期信用銀行

ホ　労働金庫連合会

ヘ　農林中央金庫

ト　株式会社商工組合中央金庫

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百十二号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月三日

国土交通大臣　石井　啓一

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

表養成所名の項中「東京地下鉄株式会社研修センター」を「東京地下鉄株式会社総合研修訓練センター」に、「京阪電気鉄道株式会社鉄道営業部研修課」を「京阪電気鉄道株式会社営業推進部研修課」に改め、同表所在地の項中「埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目十三番四一号」を「埼玉県久喜市南栗橋二丁目二〇番一」に、「東京都中野区弥生町五丁目九番一一号」を「東京都江東区新木場四丁目四番一五号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百十三号

春秋航空日本株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十八第九〇〇一号）については、平成二十八年九月二十日付け国運審第三十号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十八年十月三日

国土交通大臣　石井　啓一